

### 令和6年度 第3回静岡県環境審議会水循環保全部会 会議録

日 時	令和7年1月9日（木）午後1時30分から午後3時30分まで
場 所	県庁別館2階第一会議室D
出席者 職・氏名	<p>委 員（敬称略、五十音順）（7名）      ◎は部会長  浅見 佳世、今泉 文寿、◎蔵治 光一郎、田中 博通、谷 幸則、藤川 格司、  山川 陽祐</p> <p>事務局（県側出席者）（5名）  くらし・環境部環境局 栗田参事  水資源課 多米課長、密岡班長、小長井主査、堤主任</p>
議 題	<p>（1）浜名湖圏域流域水循環計画の策定について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・圏域の目標、施策及び指標</li> <li>・浜名湖圏域流域水循環計画（案）</li> </ul> <p>（2）環境審議会への報告について</p> <p>（3）水源保全地域の指定区域の変更について</p>
配付資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年度第3回静岡県環境審議会水循環保全部会 次第</li> <li>・静岡県環境審議会水循環保全部会 委員一覧</li> <li>・座席表</li> <li>・浜名湖圏域流域水循環協議会での協議経緯      【資料1】</li> <li>・浜名湖圏域流域水循環計画の策定について      【資料2】</li> <li>・浜名湖圏域流域水循環計画（案）      【資料3】</li> <li>・環境審議会への報告について      【資料4】</li> <li>・水源保全地域の指定区域の変更について      【資料5】</li> </ul>

**事務局** ただいまから令和6年度第3回静岡県環境審議会水循環保全部会を開催いたします。本日の司会を務めます、水資源班長の密岡です。よろしくお願いいたします。

本日の部会の出席状況ですが、委員9名中7名の方の御出席をいただいておりますので、静岡県環境審議会条例第6条第2項の規定により、部会が成立していることを報告します。

それでは、次第に従って進めます。開会に当たり、水資源課長の多米課長より御挨拶を申し上げます。多米課長、お願いします。

**水資源課長** それでは皆さま、改めましてこんにちは。水資源課長の多米でございます。皆さまには、年始めということで御多忙中のところ、当部会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。本年も昨年同様、御指導、御鞭撻

のほどよろしく申し上げます。

余談ですが、昨年末、12月ですが、国内の企業と、水循環に関して意見交換をする機会がありました。その中で企業側から、専門家からの見立てということを行った上で、世界のネクストイシューは水、水に対する価値観が変化するとし、水は22世紀の石油であるという発言をされていました。その上で、水のサステナビリティの実現に向けて、水資源の保全に貢献していきたいという発言をされていました。

昨今の気候変動による複合的な問題というものは、日本だけにとどまらず、世界的な水リスクの課題ということで増大していることを考えれば、やはり水の価値が大きく高まる可能性は大いに考えられると思っているところです。あと、日本を代表する企業が、新たなビジネスを獲得することを目指しているとは思いますが、水問題に向き合い、水資源や自然環境の保全に取り組んでいきたいということをお願いしたところについては、誠に心強く思っている次第です。

少し脱線してしまいましたが、閑話休題ということで、本日のテーマであります浜名湖圏域の流域水循環計画についてです。これまで浜名湖圏域流域水循環協議会等で議論を重ねてきまして、当水循環保全部会で御指導いただき、何とか最終形が見えてきたというところです。本日は今年の11月25日、第2回目の部会で継続審議になっています、健全な水循環の状態や計画の推進状況を表す指標について、再度御審議いただくとともに、計画の全体の案を通して御意見いただければと思っています。

今後、この水循環計画を推進するに当たっては、圏域の協議会の事務局として、そして健全な水循環を目指す県の立場として、しっかりと行程や進捗を管理して、浜名湖圏域の水循環の保全につなげていきたいと思っています。それでは、本日の御審議よろしく申し上げます。

**事務局** 多米課長、ありがとうございました。それでは次第に従い、次第の3、報告事項ですが、浜名湖圏域流域水循環協議会での協議経緯について、事務局より報告をお願いします。

**事務局** 事務局より御報告します。私は環境局参事の栗田と申します。よろしく申し上げます。

資料1というA4の2ページの資料を御覧いただきたいと思います。浜名湖圏域流域水循環協議会における協議経緯です。

進捗状況としましては、浜名湖圏域流域水循環協議会では、11月25日に当水循環保全部会を開催していますが、その時点までに、流域水循環計画を構成する項目のうち現状及び課題、理念及び将来目指すべき姿について協議を終えていました。

12月25日に第3回協議会を開催し、健全な水循環の維持または回復に関する目標、目標を達成するために実施する施策、健全な水循環の状態や計画の進捗状況を表す指標について協議し、それらを踏まえて浜名湖圏域水循環計画(案)を策定し、内容を確認しました。

次に2の協議事項です。まず水質、水量、災害・治水、自然環境及び暮らしの5分野における現状を把握し、それぞれの課題を明らかにしました。次に、現実的と課題を踏まえ、協議会等での協議や住民アンケートにより、圏域の理念と将来目指すべき姿の案を設定しました。

圏域の理念は、「いのちと恵みをはぐくむ『浜名湖』と生きる～特色ある自然環境の保全と多様な産業の未来のために～」とし、浜名湖圏域が目指すべき健全な水循環の姿を3つ設定しました。健全な水循環の姿を目指し、さらには圏域の理念を実現するため、協議会等の協議や当部会からの意見を踏まえて、健全な水循環の維持または回復に関する5つの目標を定めました。これらの目標を達成するため、水循環に関連する各部局等の取り組みを整理した上で、協議会で協議を行い、実施すべき20施策を位置付けました。

計画を推進するため、指標及び目標値を設定しました。指標については、目標の達成状況を把握する「健全な水循環の状態を表す指標」、施策の進捗状況を把握する「施策の進捗状況を管理する指標」を設け、それぞれ目標値を設定しました。これらの協議結果を踏まえ、計画案を策定し、内容の確認を行いました。

2ページ目に全体スケジュールとありますが、先ほどの説明と重複しますので、これについては説明を省略します。また、当部会審議後の予定については後ほど御説明します。報告は以上です。

**事務局** それでは次第の4の議事に移りたいと思います。ここからの議事進行につきましても、蔵治部会長にお願いしたいと思います。蔵治部会長、お願いします。

**蔵治部会長** それでは、次第に従って議事を進めていきたいと思います。次第の議事の4の浜名湖圏域水循環計画の策定についてということで、事務局から説明をお願いします。

**事務局** それでは、浜名湖圏域水循環計画の策定について説明します。今回は圏域の目標施策及び指標について説明します。資料2を御覧ください。

まず、スライド番号1の「浜名湖圏域の現状と課題」及び、スライド番号2の「浜名湖圏域の目指すべき姿」の内容については、第1回の部会で審議しました。

次に、スライド2のとおり、理念と将来目指すべき姿を設定し、この理念、将来目指すべき姿を大きな軸として、健全な水循環の維持または回復に関する

目標を定め、目標を達成するために実施する施策を推進し、健全な水循環の状態や進捗状況を表す指標で管理することとします。

これらについては、第2回の部会で一度審議をしまして、目標と施策については審議を第2回で終えています。審議において、委員の皆さまからいただいた御意見、さらには、その後開催した協議会での結果を踏まえ、修正を加えた箇所もありますので、再度説明します。なお、前回いただいた御意見、それから事務局の考え方については、付属資料1で御確認いただければと思います。

それでは、次のスライドから、健全な水循環の維持または回復に関する目標について説明していきます。スライド3を御覧ください。健全な水循環の維持又は回復に関する目標です。浜名湖圏域における水循環に関する課題を踏まえて、水質、水量、災害・治水、自然環境、暮らしの5つの分類ごとに目標を設定しました。このうち、水質、災害・治水、暮らしの目標について、第2回の部会の御指摘、それから協議会意見等を踏まえて、それぞれ変更しました。

水質の目標については、前回いただいた御指摘を踏まえまして、「適切な生活環境を保全し、かつ産業や自然環境に大きな影響を与えない、望ましい水質を維持する」と変更を加えています。水量の目標は変更ありません。災害・治水の目標については、微修正になりますが、最後の部分、「あらゆる関係者が連携して推進する」と文言を少し修正し、全ての主体が連携するイメージとしました。自然環境の目標は修正をしていません。暮らしの目標については、協議会等において適切な表現を再検討しまして、「森・川・湖・海の恵みを活かし、豊かな暮らしと美しい景観を継承する」としました。浜名湖圏域では、これら5つの目標を達成することで健全な水循環の姿を目指していきます。

第4章で定めた将来目指すべき健全な水循環の姿は、それぞれ複数の目標と関連しているため、全体を見通した展開が必要となります。これらの目標を達成するため、次の第6章で説明する施策の推進が必要となります。

スライド7です。第5章で掲げた5つの目標の達成に向けて、各機関や各部署が現在実施している計画等の中から関連した施策を位置付けていきます。課題に対する取り組みがない場合には、関係期間と連携、協働することが必要となっていきます。以下、スライド7から9まで、前回の審議結果や協議会員の意見を踏まえて修正した施策の案を示します。

こちらのほうに示していますが、変更したところをかいつまんで御説明していきます。水量に関するナンバー4の施策について、施設に堆積する泥が問題であるというところを明確にするため、利水者等が使用している泥という表現を用いまして、「河川や用水路等の泥等の被害状況把握」といった施策を位置付けました。

スライド8です。災害・治水に関するナンバー10の施策についてです。流域治水プロジェクトの対策に即して、森林整備・治山事業による浸透能力向上と修正しました。ナンバー13については、自然現象である流草木と人工的なごみは分けるべきとの御意見を踏まえ、「河川、海岸への流草木の流入を未然に防ぎ、発生した場合は連携して対応する」としました。

スライド9についてです。自然環境に関するナンバー14の施策については、荒廃森林に関する御意見を踏まえ、森林部局と再度調整し、「森林の整備・保全」と、少し幅広な表現になりますが、このように修正しました。暮らしに関する施策については、ナンバー18の「森林資源の循環利用の促進」を加えています。

スライド10です。各施策を実施することで目標を達成し、最初に掲げた3つの目指すべき姿に近づけていきます。この理念の実現に向けていくため、各主体が連携して施策を実施していくことが求められます。また、本表にもあるように、一つの施策が複数の地域に関係してきますので、上流から下流までにおいて適宜連携、調整しながら施策を進める必要があります。

では、第5章の健全な水循環の維持または回復に関する目標の達成度、それから、第6章の目標を達成するために実施する施策の進捗状況を表す指標について、次の第7章で説明していきます。

スライド番号11です。計画の着実な推進のために、指標及び目標値を設定して指標の進捗状況を管理していきます。目標の達成状況に対して「健全な水循環の状態を表す指標」、施策の進捗状況に対して「施策の進捗状況を管理する指標」をそれぞれ設定します。各指標には目標値を設定し、目標の達成状況や施策の進捗状況を管理します。目標値は県総合計画など、関連する各計画が変更される際に適宜見直していく予定です。

スライド12の目標値の設定の考え方です。関連する各計画から採用しました指標について、圏域内の目標値が設定されているものはその目標値を設定します。圏域に類する範囲で目標値が設定されているものは、その目標値を採用します。例えば市町単位や、特定の地域単位において目標が設定されている指標がこれに当たります。

県全体の目標値が設定されており、圏域別の目標値の設定が難しいものについては、目標値は県全体の数字とします。なお、この場合は、圏域内で維持・向上することで県全体の目標の達成に寄与するという考え方です。なお、計画の目標値については、極力圏域内の目標を設定できないか、協議会において求め、全部で14指標を設定しましたが、うち8指標は圏域内または圏域に類する範囲での設定をしました。残る6指標については、県全体で管理している部局が多いことから県全体での設定となりました。これらの指標は、総合計画や

各関連計画の更新時に圏域内の指標を変更することに注意して、今後管理をしていきます。

本計画の期間は10年とし、5年後に中間評価を実施し、当該時点での水循環を取り巻く状況を踏まえて、指標や目標値の再設定を行います。ただし、総合計画の変更等に伴い関連する指標が変更される場合には、適宜変更をしていきます。指標は原則として毎年度確認し、計画の進捗状況をフォローアップします。

これまで説明したとおり、浜名湖圏域が目指すべき姿には目標施策が関連付けられます。スライド13では、「浜名湖を中心とした地域特有の自然環境の維持または回復」という目指すべき姿に対して、目標が左側で施策が右側に記載されています。目標の下段に健全な水循環の状態を表す指標、施策の下段に施策の進捗状況を管理する指標を記載しています。健全な水循環の状態を表す指標については、原則1目標につき代表する1指標を選定しています。施策の進捗状況を管理する指標については、それぞれの施策にひも付けて設定をしていきます。

それでは、前回御意見をいただいた点を踏まえて、順に説明をしていきます。水量の指標で、表流水に関する指標として、節水対策日数を設定すること等も検討しましたが、こちらについては、行政側でコントロールできる数字ではないということで、目標を設定することは困難であるということになりました。これについては、施策において、天竜川水利調整協議会等における調整を適切に行うことを、本計画の施策に明示することで対応していきます。

自然環境のうち、干潟・アマモ場の面積についても指標化できないかと御意見をいただいていたのですが、こちらは、調査等がまだ進んでいない段階で目標値の設定は困難ということで、改めて確認をしました。なお、干潟・アマモ場の減少に関する問題意識を共有するために、こちらの施策として干潟・アマモ場の保全を明記し、今後の動きにつなげたいと考えています。

次に、暮らしの指標について、農地、森林の各部局の意見等を踏まえて、健全な水循環の状態を表す指標を、森林の多面的機能を持続的に発揮させる森林整備面積と、基幹農業水利施設の更新整備数に設定しました。右側の施策の進捗状況を管理する指標として、多面的機能交付金の活動面積と森林計画の認定面積を設定しました。

次のスライドにいきます。災害・治水の目標については、ソフト対策を組み合わせるべきとの御意見をいただいていた。関係部局との調整の結果、こちらは、現計画においては整備数の設定しかできないということですが、総合計画の変更のタイミングをもって、指標の変更を検討するということとしました。

協議会員と調整をした結果、指標につきましては、委員の皆さまからいただいた御意見を十分に反映し切れなかった部分もありますが、指標設定のない施策についても適宜実施状況を確認し、水循環の状態が少しでも向上しますよう努めていきたいと考えています。圏域の目標、施策及び指標に関する説明はここまでとなります。

続いて、資料3の浜名湖圏域水循環計画（案）について説明します。計画書の案については年末、それから年初めに送らせていただきました。これまでの当部会の審議、浜名湖圏域水循環協議会での協議を踏まえて作成しています。こちらは中身を御確認いただいた中で、もし委員の皆さまのそれぞれの専門的な観点から、記載が誤っている部分、その他、気になる点等があれば御指摘いただければと思います。

また、具体的なデータや各種計画に関する細かな資料、計画書本文に盛り込めなかった水循環に関連するトピックについては、参考資料に掲載しています。なお、計画書の書式やデザインについては、今後修正をさせていただくことがあるため、御了承いただきたいと思います。現在、このWordの形式のもので、内容としてはおおむね固めたつもりでいます。以上で浜名湖圏域水循環計画の策定について、事務局からの説明を終わります。

**蔵治部会長** ありがとうございます。そうしたら、今の説明を踏まえて、内容についての審議に移りたいと思います。今、2点について説明がありましたが、最初に資料2のほうになるとは思いますけれども、圏域の目標施策及び指標について検討したいと思います。この目標施策、指標については第2回の部会で審議していますが、その時に、第5章の目標及び第6章の施策については審議を済ませていますが、第7章の指標については継続審議となっていますので、本日改めて御審議いただきたいと思います。御意見、御質問がある方は挙手をお願いできますか。オンラインの方も挙手ボタン等で意思表示していただければと思います。

**蔵治部会長** 藤川先生、お願いします。

**藤川委員** 第7章で少し気に掛かったのですが、全体的には色鮮やかで分かりやすくなったと思ったのですが、地下水適正揚水量の確保というところが、スライドでいくと、13、14、15に3回出てくるのですよね。自然環境の中での水循環とは別に、人工的な地下水揚水量というので、人工的なことだから、ここが挙がっているのは分かるのですが、アウトプットだけで、他のところで、施策の中としては、インプットの森林の涵養機能や、それから都市域の地下水の涵養なども入らないのかなと思いました。

ですから、3つの環境や暮らし、それから災害のところに地下水揚水量が3回も出てくるというので、あまりにもかわいそうなので、インプットのほうも

入れてほしいと思いました。

**事務局** 地下水の指標については、今、インプットとアウトプットという言葉が出たのですが、この指標の置き方について、このように健全な水循環の状態と、施策の進捗状況を管理する指標という形で置いているのですが、当方としては、インプットというか、施策を実行するほうの指標を、この施策の進捗状況を管理する指標という言葉で表して、それに対するアウトプット、施策を行うことで、健全な水循環がどうなるかというところをアウトプットとして考えています。

そうした時に、地下水については、地下水取水基準の見直しをインプット、地下水適正揚水量の確保をアウトプットとして考えていました。御説明になっているか分からないですが、このような形でお分かりいただけますか。また追加で御意見があればよろしくお願ひします。

**藤川委員** インプットとアウトプットはよく分かったのですが、そうではなくて、要するに人工的な地下水をくみ上げるというだけの、それを抑えるという方法だけではなくて、それなら涵養機能を高めるといふ、圏域全体で考えた時の、入ってくる涵養量を増やすという方法も入れたらどうなのかなと思ひました。

**事務局** ありがとうございます。意図が分かりました。涵養量を増やすことに関しては、自然環境の、森林の多面的機能を持続的に発揮させる森林面積を置くことで、森林の多面的機能の中に水源涵養機能が含まれていますので、こちらがそれに関連する指標になっているという考えです。

なぜ、この水量のところに置いていないかと言ひますと、施策の部分で、当然、水源涵養が水量に関連するといふところは理解しているのですが、そういった形で自然環境と水量と、両方にその指標を置きますと、非常に構造が複雑になってしまうもので、このような形で、森林部局等とも相談しながら置かせていただきました。

**蔵治部会長** ありがとうございます。今の論点は、恐らく第6章のレベルで、きっと水量の施策のところ、水量といふ観点から涵養施策が入ってきても良いはずなので、それは森林だけではなくて、農地もそうですし、都市域における雨水の浸透などもみんな水量に関係しているはずなので、そういう意味で、今は第6章で5と6しか施策がひも付いていないのですが、本当はもう少しいろいろな水量施策があっても良いのかなといふ御指摘のように受け止められます。かなり大幅な変更になってしまうので、今から反映させるのは時間的に難しいかもしれませんが、次の圏域の計画作りの時などに、ぜひその点は御検討いただきたいと思ひたところです。

**事務局** かしこまりました。



**今泉委員** 今泉です。スライド13の一番下のところの、先ほど少し話があった、森林の多面的機能を持続的に発揮させる森林面積ですか。一番下に森林整備面積が書かれていて、これは施策の進捗状況を管理する指標として書かれていまして、次のページの一番下に、やはり森林整備面積がありまして、そちらは健全な水循環の状態を表す指標として挙げられているのですよね。これは統一したほうが良いのかなというの一点です。

あとは、面積の値が、県全体で毎年一万一千ヘクタールということだと思うのですが、他の指標ですと、毎年場合は年当たりで書かれているのですが、これは年当たりで書かれていないので、他の指標とそろえるような形で年当たりとしたほうが良いのではないかと思いました。以上です。

**事務局** 御意見ありがとうございます。森林の多面的機能を持続的に発揮させる森林面積が、自然環境のところは施策の進捗状況に関するところに出てきて、暮らしについては健全な水循環の状態を表す指標に出てくるということで御指摘いただきました。

これについては、実は協議会のほうで森林部局と確認しまして、自然環境については、森林の多面的機能を発揮させる森林整備面積を増やすことで自然環境が改善されるということになっていくのですが、一方で暮らしについては、森林の多面的機能を持続させる整備面積を増やすことが、この目標にある「森・川・湖・海の恵みを活かし、豊かな暮らしと美しい景観を継承する」というところにつながっていくのではないかという森林部局からの提案を踏まえ、ここだけ少し違和感がある置き方にはなるのですが、相談をした中でこのような置き方をしました。

それから面積の単位のところについては、おそらく年当たりで良いかと思えますので、こちらについては確認して修正したいと思います。

**今泉委員** ありがとうございます。2つの指標をどう分けるかというところが、私自身もあまりはっきりと色分けができていないので、どちらのほうが適切かというのは、なかなか申し上げることは難しいのですが、検討されてそのようにされているようでしたら、承知しました。

**浅見委員** 第5章に戻りたい気分もあるのですが、まず第7章の方からで、1つ目は、今泉先生がおっしゃったことと全く一緒で、指標が状態を表す指標と管理の指標に、双方に引っ掛かっているというのがやはり気になりました。どちらかは、例えば暮らしの方ですと、森林認証にしても良いのかなという気はしました、というのが一点です。

それで、戻ってしまっても大変申し訳ないのですが、第6章、スライド7で、水質の目標のナンバー4のところ、施策がないけれども書かれている項目があるというのが素晴らしいと思いました。やはり用水路の泥の状況など、そう

いう被害が本当に課題として挙がっているからこそ挙げたけれども、実際のところ、それに関連する計画がまだない、だからこれをしなければいけないのだということが明示されているようで、非常に素晴らしいと感じています。

それに関連して、少し下がります、自然環境の、次のページですか。干潟・アマモ場等の保全ということで、これは浜名湖ならでは、この圏域ならでは重要な項目になってくると考えています。先ほどの御説明を聞きますと、調査がまだ進んでいないというお話でした。

とすれば、ここでは、課題は、浜名湖特有の生態系の保全・回復と、広く書いてしまうとよく分からないのですが、沿岸部、水域と陸域をつなぐ移行帯の干潟やアマモ場といった場所の保全・回復が、一番自然環境としてこの地域の生態系を表す項目になるかなと思います。

となると、課題としては、干潟・アマモ場の調査がまだ進んでいないというのであれば、先ほどの水質と同じように、現状や残存状況、保全の状況などを把握するという項目があって、そこに関連する計画はないですよと明記したほうが、はっきりとこの浜名湖の圏域を表すのではないかと理解しました。いかがですか。

**事務局** 御意見ありがとうございました。最初の点について、森林の多面的機能を持続的に発揮させる森林面積が重なっているところ、これを森林認証に変更しても良いのではないかと御提案いただいたところ。これも、実は森林認証にしないかという話を、こちらから森林部局に投げ掛けてみた経緯がありました。

ただ、森林認証を取っている林業者さんがまだ非常に少ない状況でして、森林部局の計画の目標としては非常に良い目標になるのですが、この流域全体にどのぐらい寄与するかを考えると、まだまだ流域全体に波及するところまでの段階は考えられないということで、森林部局から回答をいただきました。そのように、この多面的機能を設定したという経緯があります。

それからもう一点、干潟・アマモ場に関して、計画がないと記載したほうが良いのではないかということです。これについては、少し関係部局と相談したいと思いますが、確かに調査が進んでいなくて、保全というのはないのですが、一応、生物多様性地域戦略の中にそうした文言が、書かれていましたので、このような記載になっています。どのように反映するかは全体も見ながら調整したいと思います。このままになるかもしれないですし、浅見先生の御意見を踏まえて変えるかもしれませんが、よろしくお願ひします。

**浅見委員** まず前半の質問につきまして、森林部局と御相談されてということでしたら了解しました。ただ、森林認証につきましては、県下では、一番進んでいるのは西部、浜松市がすごく進めていると聞いたことがあるのです。だか

ら、県下全域の中で、森林認証の一番進んでいる地域がこの地域だとすれば、ここで書かずしてどうするのだという気はするのです。

また、未調査のものについてはできる限り明らかに、見える化しておくことは重要かとは思っています。どうもありがとうございました。

**谷委員** 私は今、水質部会の方をやっていますので、水質の目標1、スライド13の、指標として、下の方にCODと書いてありますが、基本的には何年も未達なのですよね。恐らく、この浜名湖では、CODの基準は多分、達成が難しいのではないかという気がして、かなりいろいろなことを言われているのですが、これがまだ実際には到達していません。

そういうバックグラウンドを含めると、またこれを、今まで一生懸命やってきて未達の目標を、さらにまたここに掲げて良いのかどうかというのは少し気になるところです。もう少し頑張れば達成できるような目標値が設定できればという気がするのですが、CODはここに掲げることで、県としてこれが、CODがきれいになるという目標が本当に到達できるということで、ここに掲げているのでしょうか。そこが少し気になったところです。

**蔵治部会長** お願いします。

**事務局** では事務局からお答えします。御意見ありがとうございます。事務局としても、この目標で良いかどうかをいろいろ検討してきました。まず関係部局と検討した中で、一つ、これまでやってこられている佐鳴湖の水質改善で、CODの平均8ミリグラムパーリットル以下という指標があり、そちらも検討してきました。そちらを到達可能な範囲ではないかということで考えていたのですが、の指標がひも付いている計画の期間が本年度までであるということで、かなり頑張って、概ね達成されてきました。

なので、さらに上の目標を目指すというところで、確かに谷先生がおっしゃるとおり、現在未達というのは承知してはいますが、将来的にこれが達成されていくかどうかは非常に難しいところではあるのですが、この水質基準の達成というところで、県の部局と、それから浜松市と相談した中で、この8地点で達成すると決めたところです。

これについても、今後関連する指標の見直しや、先ほど御説明しましたように、5年後に中間評価を実施し、目標値の再設定を行います。その時に関連する計画が変わった、あるいは施策の進捗状況等、それから水質の改善状況等を確認し、指標を変える必要があれば、その時に適宜考えたいと考えています。

**谷委員** では、静岡県も浜松市も含めて、浜名湖のCODを頑張ってもっときれいにするという全体の目標を示すということで、これが書かれているということでもよろしいですね。

**事務局** はい。

谷委員 了解しました。

田中委員 今回の関連なのですが、例えばスライド13だと、目標値100パーセント、8地点と書いてあるのですが、CODだと、数字だと、PPMで8ぐらいを指していますか。

事務局 5ミリグラムパーリットルです。

田中委員 5ミリグラムパーリットルだと、先ほど先生がおっしゃったように、結構、浜名湖の中は達成が大変だと思います。浜名湖の場合、5ミリグラムパーリットルは厳しいような感じがします。

事務局 地点によって数値が変わります。

田中委員 水産の種別によって変わりますからね。

事務局 変わっているかと思います。

田中委員 だから、一般の基準に則って、もうある程度達成していますが、8ミリグラムパーリットルぐらいだと問題ないのではないですかね。生活用水などは、やはり3ミリグラムパーリットル以下や5ミリグラムパーリットル以下が望ましいのですが、水産でいくと8ミリグラムパーリットルという基準もあると思うのです。

事務局 ありがとうございます。

田中委員 5ミリグラムパーリットルだと難しいかなという感じがします。外洋と接していますし、何せ広いですから。以上です。

蔵治部会長 ありがとうございます。他はありますか。

山川委員 一番初めの藤川先生が御指摘された水量のところを、蔵治先生も、このタイミングということもあってというお話をされたのですが、今後、他の圏域の時に、この指標をまた考える時に、今回の反省点をどのように反映していける可能性があるか、少し気になりました。その議論は今すべきではないかもしれないですが、いかがですか。

蔵治部会長 何かありますか、御見解があれば。

山川委員 議論を伺っていて思ったのが、水量は森林の水源涵養などを考えると、やはり治水寄りの話になってくるかと思います。青の水量と、災害・治水のオレンジのところ融合があると良いのかなと思いました。ここを合わせるのは、今からすることはやはり難しいことなのかなというのがあります。いかがですか。

事務局 先ほど申し上げたとおり、施策、指標と位置付けていく中で、難しいところはありますが、一つ、ここの指標については、目標にひも付いていると、水の利用と保全というところがありまして、どちらかというところ、水の利用側にやや重きがあるのかなと考えています。

ですので、この地下水揚水量を挙げているところもあるのですが、これにつ

いて、他圏域では、目標や、そこにひも付く施策に応じて、必要に応じてこれを変えていくこともあり得ると思いますので、また次の圏域をやっていく中で検討していきたいと思います。ありがとうございます。

補足として、昨年度から下準備をしてきたのですが、資料2の一番表、スライドの1を御覧いただくと分かるように、まず分類を定めてしまったのです。ここでそれぞれ現状と課題を位置付けたものですから、その当時、複数にまたがるというのは折り込み済みではあったと思うのですよね。それがうまく表現できていない計画だということになってしまったのかなと思いますので、こういうところをうまく反省点として生かしていきたいと思っています。

**山川委員** 分かりました。ありがとうございます。

**浅見委員** スライド13の一番下のところ、自然環境の目標4の左側の指標です。この状態を表す指標のところで、保護地域及び自然共生サイトの面積というので、30by30という世界目標が書かれているのは素晴らしいと思います。ここは、他がどんなに漠然としていても、ここで定量的に書いてしまったことは素晴らしいと、ここの点をものすごく、大いに評価しています。これをまず一点言いたかったということです。

これが書けたというのは、浜松市がきちんと目標値をこういう形で設定していたからだと思うのです。そういう意味では、他の圏域になると、浜松市のようにこういう形で設定していない場合に、なかなか書けないと思うのですが、自然共生サイトと書いてしましますと、それは海であろうが、湖であろうが、川であろうが、森林であろうが、全てにおいて包括して、その面積を守っていきましょう、あるいは再生していきましょうという話なので、どこにでも効いてくる万能のカードになってくるわけです。

となると、他の圏域のところもぜひ県主導で頑張ってください、この面積、30by30を目指した指標を入れるよう頑張ってください、ここはお願いです。以上です。

**蔵治部会長** コメントということで承りました。ありがとうございました。

**事務局** ありがとうございます。

**蔵治部会長** 私からは、先ほどから話に出ている地下水のところですが、地下水に関しては、12、13、14、15と全部出てくるのですが、地下水適正揚水量の確保という言葉が非常に気になります。適正揚水量と聞くと、揚水量、つまり地下水を汲み上げて利用する量が多過ぎてもいけないし、少な過ぎてもいけないから、適正な量があるのだと受け止めるのですが、目標は143や17という数字より低ければ良いというだけになっているのですよね。

だからそこが、要するに、この数字は利用可能量ということだと思うのですが、利用可能量を下回る揚水量の確保ということが言いたいのであれば、適正

という言葉はあまり良くないのではないかと思います。確かに水循環で考えると、地下水をくみ上げなさ過ぎる、つまり揚水量が少な過ぎるというのは、それはそれで健全な水循環とはいえないということはもちろんあるとは思いますが、目標値のほうは「〇〇以下」としか書いていないというのは、整合性が取れていないかなというところでは。

それと、その隣に取水基準の見直しというのがあるのですが、取水基準の見直しというのは、具体的には、この143や17の利用可能量の数字を見直すという意味なのかが分からないというか、言葉の使い方の統一が取れていないので、この数字を見直すというのが施策の進捗状況であるということなら、それを明確に分かるようにしたほうが良いのかなというところでは。以上です。

**事務局** これは実作業として、まず来年度、地下水基準の見直しを実施する予定です。それはどういう意図かと言いますと、やはり今、部会長がおっしゃったように、使わなくてもよくないし、使い過ぎてもよくないということで、そこを、当然取水量もそうですし、あとは井戸間の距離やストレーナーの位置などを見直す予定でいます。まずはそれを、施策の進捗状況を管理する指標としてやっていこうと考えています。

それを基に、実際は今、14万3千トンなどの数字が出ているのですが、この指標については確実に見直しをします。ここで示しているのは、地下水の塩水化や低下、場合によっては地盤沈下を誘発することのない水量を書いているものですから、適正使用量、適正な揚水量という言葉ではあまり良くないかも分かりませんが、その言葉については、今一度事務局の方で考えてみますけれども、考え方としてはそのような考え方です。

**蔵治部会長** 分かりました。ありがとうございます。近々見直しがされて、新しい基準では何とか以下ということだけではなくて、何とか以上ということも含めた基準がもしできるということで、その範囲に収めるという意味で適正という言葉を使っているということであれば、それは非常に素晴らしいことだと思いますので、ぜひそういう基準を作っていただければ良いかなと思いました。ありがとうございます。

**事務局** もう一つ付け加えると、今、基準が厳し過ぎて、使いたくても使えないような条例になっているというのが実際にあります。やはり地下水というものは、利用をしっかりといただいた上で地下水を保全していくことが重要かと思しますので、最終的にはそういう指標を、目標値を設定したいと思っています。これは今現在の目標値です。

**田中委員** 今、浜名湖圏域では、地下水で何か問題は生じていますか。

**事務局** 塩水化です。

**田中委員** 塩水化ですか。

**事務局** 地域の協議会が2つありまして、その中でいろいろ対策はしていただいているのですが、まだ100パーセント塩水化が解消していません。

**田中委員** ありがとうございます。

**蔵治部会長** そうしましたら、資料2に関しては一巡したかと思いますが、言い残したことがある委員の方はいらっしゃいますか。よろしいですか。

そうしましたら、今度は資料3になるのですが、浜名湖圏域水循環計画(案)ということで、非常に分厚い資料ではあるのですが、こちらについて御意見があればと思います。これについては、これまでの審議等に基づいて策定されているということですが、専門的な見地から誤っている、県民に誤解を与えるというようなことがあれば、ぜひ御指摘いただきたいと思います。よろしく願います。御意見のある方は挙手でお願いします。

**浅見委員** 2点あります。1つは第8章のところですか。どこに入れたものかなと思って、第8章かなと思ったことがありまして、先ほど水質のところ、施策がない場合に、計画のところハイフンが入っていました。

その部分はまだ施策がないので、今後取り組んでいかなければならない課題のまま残ってしまったということなので、そういうものがある場合には調査などを進めていく、未検討あるいは施策がないという場合には、今後検討していくというのを、第8章か何かに書いていただいたほうが良いのかなと思っています。紙の77ページぐらいですか。役割分担でもないのですが、書くとしたら、この第8章ぐらいしかないと思った次第です。というのが1点です。

それから、もう1つは現況のところになります。こちらは43ページですか。自然環境の現況で43ページ、これが2点目です。ここは書き直してほしいというのが私からのお願いです。まず第1段落目のところなのですが、「浜名湖圏域は、多くの貴重種を含む生物相の豊かさにおいて県内随一であるという特徴を有している」、これはさすがにまずいです。県内随一であるというのであれば、南アルプスを有する大井川のところで書くべきだと思っています。

以下、いろいろなところに、もう少し検討してほしいのは、しっかりと課題を明らかにしてほしいというのがあります。例えばヒヌマイトトンボがあると書かれているのですが、ここは「ヒヌマイトトンボなどの昆虫類が多く生息している」と、すごく多様だ、良いのだと書かれているのですが、ヒヌマイトトンボというのは、県内をメッシュで表すと、かつて確認されたのが2か所しかないのです。現在確認されているのは1か所で、そこももしかしたら絶滅かといわれている、その1か所が実は浜名湖圏域にあるわけです。

とすると、それを守らなければいけない、そういう、都田川の河口のところなのですが、河口の緩い流れのところにヨシ帯があるという、移行帯の部分があるという状況を保全していくことが絶滅危惧を守ることになります。もう一

つ、県のレッドデータブックを見ますと、守るべき豊かな自然とか、大切な自然という十選があるのですが、そこに都田川河口とその付近というのが挙がっています。

その中にどのような魚がいるかと言いますと、ヤリタナゴとカワバタモロコがあると書かれています。ヤリタナゴとカワバタモロコって一体何かと言いますと、県の条例に基づいて、指定希少野生動植物に指定されているという、それほどすごいものが、実はここに生息しています。では、そのタナゴ類やタモロコは一体どういう環境に生息するかというと、緩やかな流れが好きなところ。それと一緒に、二枚貝のマツカサガイも、産卵のための宿種としているわけなのです。

つまり、平野部が広がっていて、緩やかな流れや細い流れがある浜名湖圏域だからこそ、こういうタナゴ類、条例に基づく貴重種が生息しているといったようなことを、しっかりとここに書き込まなければ、どういう流れを保全していかなければならないか、あるいは再生していかなければならないかという課題が見えてこないと思うのです。

それ以外につきましても、例えばギフチョウのいる二次林を守れというのであれば、森林整備で多機能の人工林を守るのではなくて、ギフチョウの餌となるカンアオイが生えるような二次林こそ、手を入れなければならないという課題が見えてきます。例えば湿地であれば、粘土層と砂礫層が互層になっている第四紀の地質の二次林こそ、守らなければいけないのだということも見えてきます。そういったことを、はっきりとここにもう少し書き込んでほしいというのが私からのお願いです。

**事務局** 御意見ありがとうございます。先に、今御指摘いただきました43ページのところから御説明します。いろいろアドバイスをいただきましてありがとうございます。こちらについては、冒頭の県内随一というところがまず間違っているというところで、修正をします。それから生物と水循環の、どういう水の状態があって、どういう生物がいるかというところを、できるだけそういった流れが分かるように記載をしたいと思います。

こちらの現在の記載は、生物多様性地域戦略や河川整備計画を参考に記載されているものでして、一つこちらの事情を話せば、あまり県の他の計画から外れたところは書きづらいところもありますので、今おっしゃったところを全て反映できるかというところは、今後検討になるのですが、何らかの形で、今浅見先生から御意見、アドバイスいただきました点を修正したいと思います。また、その際には先生に御確認いただきたいと思いますので、個別に御指導いただければと思いますので、よろしく申し上げます。

それから、最初の話に戻りまして、現在計画に載っていないような、他の計



画で位置付けられていないような指標に関してなのですが、それについて、78 ページ、一文にはなってしまうのですが、文章の3行目のところから、「指標により進捗管理を行わない施策について、実施状況やそれに伴う改善状況を把握し、また必要な調査を行うなどして、本協議会において進捗状況を把握し、推進を図る」と記載しました。直前にお送りした資料で付け加えたところになりますが、こういった形で進めていきたいと考えていますので、よろしく願います。

**浅見委員** 分かりました。2点目については私の確認不足で失礼しました。1点目につきましては、ぜひ、他でまだだからというのではなくて、しっかりと書き込んでいって、実行力のある計画にさせていただければありがたいです。よろしく願います。

**蔵治部会長** 49ページの林業ですが、ここに書いてある内容は、天竜林業地帯の説明みたいな文章だけが書いてあるのですが、浅見委員もおっしゃっていたように、この圏域というのは、人工林の面積率が低いという特徴があるということでした。この下にある図や、あるいはその前のほうに図があると思うのですが、その図で、森林の中でどれだけが人工林なのかという数字がどこにも出てこないで、せめて何パーセントという数字ぐらいは書いてもらうと良いのかなと思います。

45ページの図を見ると、植林地という色に塗られている土地がものすごく多いように見えるのですよね。だから、浅見委員がいつもおっしゃっていることと全然印象が違うので、少しびっくりしているのですが、一体どこに事実があるのかが分からないので、この圏域の森林面積のうち、人工林というのは何パーセントであるのかは、数字としてどこかに表現してもらいたいと希望しています。

**田中委員** それは大事ですね。

**事務局** 分かりました。こちらについても森林部局に確認してお調べします。恐らく人工林、天然林の比が出ていたのは、私もデータがあった記憶がありますので、そちらのデータを載せるように話したいと思います。

**蔵治部会長** 都田川ダムについての説明が治水のところが多分あったと思います。36ページに、有効貯水量1034万立方メートルのダムであるとして書いてあるのですが、このダムは多目的ダムで、治水容量、利水容量というのがあると思いますので、水害や洪水対応ということを書いてあるところに、治水、利水を混ぜた数字を書くのはあまり望ましくないと思いますので、そこら辺をきちんと分かるようにしていただきたいです。

あと、確か対策の中に、都田川ダムの治水活用という項目が8番にあるわけですよね。その治水活用というのは何を意味しているかといったら、流域治水

プロジェクトですから、元々、洪水調節容量として持っている容量以外に、さらに利水容量を活用するという意味で使っているのではないかとは思っています。だから、その辺が分かるように書かないといけないのかなという気がしています。お願いします。

**事務局** まず 36 ページの有効貯水量については御指摘のとおりですので、こちらにも利水、治水の容量をしっかりと記載するようにしたいと思います。

それから 8 番のところも、都田川ダムの治水活用というところで記載をしているだけで、要は事前放流の考え方が直接記載はされていなくて、分かりづらいというのがあります。ただ、実は治水関係と、あと、都田川ダムは農地防災ダムですので、農地部局と調整した中で一度表現を固めていますので、こちらともう一度話をしてみて、もし変えられるようであれば変更を試みたいと思います。こちらはもう一度持ち帰りしたいと思います。

先生がおっしゃるように、治水容量、利水容量、事前放流してということは、協定を結んで実際にやっているところですので、そこはまた表現の問題ですので、関係部局と話をしたいと思います。

**蔵治部会長** 元々、多目的の一部として治水機能も持たせてあるダムなので、ここで治水活用と単に言われてしまうと混乱してしまうのかなという気もします。何かうまい表現があれば、ぜひお願いします。

**事務局** 分かりました。

**田中委員** 先ほど事務局もおっしゃったのですが、専門としての目でぎっと眺めたほうが良いので、いつまでに見てくださいと言ってくれると助かります。いつまでにしましょうか。

**事務局** すみません、非常に厳しいことを言うことになりそうなのですが、実は本会に出さなければならぬ関係で、翌週中には記載を改めたいと考えています。そうしますと、来週の早いうちに、もし御意見があれば。

改めてこの日までということで、メールします。申し訳ありませんが、時間的に余裕がないと思いますけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

**田中委員** よろしくお願ひします。

**事務局** 改めて皆さまにメールでお知らせしたいと思ひます。

**蔵治部会長** ありがとうございます。ということで、時間はないのだけれども、まだこの会議の後にコメントを申し上げる若干の余裕はあるということだそうですので、そこでまた改めてお話ししたいと思ひます。それでは、この場での意見を出尽くしたようですので、議事の(1)の浜名湖圏域水循環計画の策定についての審議は終了します。今回、委員の皆さまから出された意見については、改めて事務局で検討し、必要に応じて修正いただくようお願ひします。

それでは、次の議事である(2)環境審議会の報告について、事務局から説

明をお願いします。

**事務局** 続いて、環境審議会の報告について説明します。資料4を御覧ください。資料4の1ページ目に報告書の鑑を添付しています。次に、右上に別添と書かれた資料が実際の報告資料になりますので、こちらにより説明します。

令和6年6月3日に開催された、第1回静岡県環境審議会において審議の付託を受けた「浜名湖圏域水循環計画」の策定について、水循環保全部会で9月、11月、そして今回の3回にわたり審議した旨を報告します。ここで、第3回の出席者8名とありますが、7名でしたので修正します。

次の2番、策定趣旨等です。計画の趣旨としては、流域における健全な水循環の保全に関する施策の効果的な推進を図るため、国の水循環基本計画及び静岡県水循環保全条例に基づくとともに、静岡県環境審議会答申「流域水循環計画の策定に当たっての基本的な考え方」に沿って策定をしました。

計画策定の着眼点ですが、浜名湖圏域では、国、県、市及び関係団体等が、水循環に関するさまざまな課題に対して各々で計画を策定し、施策を実施しています。本計画の策定に当たっては、各々の主体が圏域の理念や将来目指すべき姿を共有し、水循環に関する施策等を連携して実施すること、さらには、既存施策において未対応の課題が見いだされた場合には、それを新たな取り組みにつなげるとしています。

計画の期間ですが、計画期間は令和7年度から令和16年度までの10年間とします。計画案の概要については、既に資料1で御説明した流れと同様になりますので、ここでは説明を割愛します。

最後、この計画書の下のところには計画のイメージということで、先ほどお見せした目標と目指すべき姿の関連の図になりますが、下の図に示しました。計画に位置付けられた各施策を実行することで5つの目標の達成を目指し、目指すべき健全な水循環の姿、さらには圏域の理念が実現されていきます。

これに加えて、資料3の浜名湖圏域水循環計画（案）を添付し、部会からの報告とします。以上で環境審議会への報告についての説明を終わります。

**蔵治部会長** ありがとうございます。そうしましたら、報告案に関する審議に移ります。御意見がある方はお願いします。

一言だけ申し上げますと、最後の、裏面の（5）ですが、これは、指標及び目標値は2種類あるという紹介になっているのですが、1個目が「目標の達成状況を把握する」と書いてあるのですが、1個目も2個目も、両方とも目標という言葉が後は出てくるので、これは「健全な水循環の」という言葉がないと、「目標の」というのでいきなり始まってしまうと分かりにくいのかなという印象がありました。

**事務局** 御指摘のとおり、省略することなく書きたいと思います。

**田中委員** そのほうが良いのではないですか。

**事務局** ありがとうございます。

**蔵治部会長** 他にありませんか。

では、特段ないようですので、環境審議会の報告についてはお認めいただいたということで、当部会から、この資料4と、今、私が軽微な修正を申し上げましたが、その修正をしていただいた後に審議会へ報告したいと思います。

以上をもちまして、この部会に付託された諮問事項については、部会としての結論を出すことができたということになります。委員の皆さんには、熱心に御審議いただきありがとうございました。皆さんの御協力に感謝申し上げます。以上をもちまして、浜名湖圏域水循環計画の策定について、及び環境審議会への報告についての審議は終了します。

それでは、最後に（3）ですけれども、水源保全地域の指定区域の変更についてということで、事務局の方から説明をお願いします。

**事務局** 水源保全地域の指定の区域の変更について御説明します。資料の5を御覧ください。水源保全地域については、地域森林計画が対象とする森林の区域変更に伴い、指定区域を見直す必要があります。

また、昨年6月3日開催の環境審議会本会において、静岡県環境審議会条例第5条第5項に規定する「部会の決議をもって審議会の決議とする」取り扱いについて、「水源保全地域の指定、指定の解除及び区域の変更」を追加することが承認され、同日より施行されているところです。

今後、水源保全地域の指定区域の変更を迅速に行うため、以下のとおり変更手続きのスケジュールを定めましたので御報告します。2の水源保全地域の変更について、下の変更に関するスケジュール、表になってはいますが、そちらを御覧いただきたいと思います。

変更に必要な事務手続きにつきましては、静岡県水循環保全条例第16条に定めるところにより行います。タイムスケジュールでいきますと、4月上旬に静岡県森林クラウド公開システムに、地域森林計画の対象森林が公開されて、区域の変更がありましたら、速やかに水源保全地域の指定区域変更について、市町及び河川管理者への意見聴取を行います。意見聴取が終わりましたら、5月上旬をめどに環境審議会へ諮問し、当水循環保全部会で皆さまに御審議いただくとともに、水源保全地域の指定区域拡張の案について公告、県公報等載せて公報しまして、1か月間、区域について県民が縦覧できるようにします。

1か月の縦覧期間が終了したら、6月上旬になると思いますが、水源保全地域の指定区域変更を告示、これをもって手続きが完了するということになります。なお、水循環、当部会での審議結果につきましては、その部会後の、次の環境審議会本会に御報告していただきたいと思います。今は9月となっ

ていますが、場合によってはもっと早い時期に本会が開かれれば、そちらの方で報告いただく場合もあります。説明は以上です。

**蔵治部会長** ありがとうございます。そうしたら、以後、皆さん、このスケジュールに基づいて今後の審議をするということですのでよろしいですか。

特段の異議はないということかと思いますので、承諾いただいたということにします。ありがとうございます。

参考までの質問ですが、この地域森林計画対象森林の変更というのは、概ね毎年起こるという理解をしていたほうが良いということですよ。

**事務局** そうですね。全県の各市町で出てきますので、概ね毎年と思われれます。

**蔵治部会長** 分かりました。では、以上をもちまして、本日予定していた議事は全て終了しました。最後に全体を通じて御発言がありましたらお願いしたいと思えます。よろしいですか。

これから同じ作業を一つずつ、次々と圏域ごとにやっていかなければいけないということで、最初の圏域がようやくここまで来たというところかと思えますけれども、皆さんの御協力のおかげで何とかやり遂げることができたかなと思えます。

そうしましたら、特段ないようですので、進行を事務局にお返しします。

**事務局** 蔵治部会長、進行ありがとうございます。また、3回にわたり、部会審議において、部会長をはじめ、委員の皆さまから貴重な御意見を賜りまして、本日、報告案が概ねまとまりましたことに御礼を申し上げます。

今後の予定ですけれども、1月下旬に開催予定の環境審議会本会で審議後に答申をしていただきまして、2月中にパブリックコメントを実施した後に、3月下旬に開催予定の水循環保全部会会議で最終的に本計画を決定することとなりますので、よろしくお願ひします。

以上をもちまして、令和6年度第3回、静岡県環境審議会水循環保全部会を終了します。本日はありがとうございます。